

第5章 取引審査

第1 概説

1 取引審査の意義等

取引審査は、以下の規定による大蔵大臣からの委任に基づき、証券会社等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取して、日常的な市場監視を行う業務であり、証券取引等の公正を確保し、投資者の保護を図ることを目的とするものである。

証券会社及び証券会社の親銀行等	(証取法 第56条)
証券業務の認可を受けた金融機関	(証取法 第66条)
証券業協会	(証取法 第79条の15)
証券取引所	(証取法 第154条の2)
外国証券会社国内支店及び特定金融機関(外証法 第21条の2)	
金融先物取引所及びその会員	(金先法 第52条の2)
金融先物取引業者	(金先法 第77条の2)
金融先物取引業協会	(金先法 第90条の2)

(注1) ()内は、監視委員会への報告・資料の徴取権限の委任規定である。

(注2) 監視委員会は、検査権限と同様、監視委員会に委任された報告・資料の徴取権限についても、財務局長等に委任している(ただし、必要があれば、監視委員会は、自らその権限を行使することができる。)。

2 取引審査の範囲

報告・資料の徴取権限に基づき実施する取引審査の範囲は、政令(証取法施行令第16条、第17条の5、第18条の2、第19条の2、外証

法施行令第14条、金先法施行令第3条、第4条、第7条、第10条)において定められており、相場操縦の禁止、内部者取引の禁止、証券会社又は役職員の禁止行為等についての規定に関し、日常的な市場監視を行うこととされている(附属資料1-3参照)。

3 取引審査の視点及び着眼点

取引審査は、

- (1) 企業が転換社債等を発行する際の転換価格等の算定日前後(ファイナンス期間)の株価動向
- (2) 企業の決算期前後の株価動向
- (3) 対当売買執行前後の株価動向
- (4) 株価が急騰・急落した銘柄
- (5) 株価形成に重大な影響を及ぼす情報が発生した銘柄
- (6) 一般から寄せられる様々な情報

などを重要なポイントとして実施しており、不公正な取引の未然防止という観点から、

- (1) 市場仲介者として一般の投資者より重い責務を負う証券会社等がどのように関与していたか
- (2) それらの関与が証取法等の法令に触れるものではなかったか
- (3) 証券取引所等の自主規制機関が有効に市場監視の機能を果たしているか

などに着目して実施している。

また、自主規制機関である証券取引所、証券業協会等の市場監視部門とは、定期的又は隨時に必要な情報交換を行うとともに、事実関係に関する照会を行うなど緊密な連携を図っている。

審査の結果、問題が把握され、更に深度ある調査を必要とする事案については、臨店等による検査を実施する等、一層の問題の究明

を行うこととしている。

第 2 取引審査実績

1 審査件数

取引審査は、日常的に市場動向を監視するため、市場情報、企業情報の収集に努めるとともに、証券会社等から資料を徴求し、あるいは事情聴取を行っているが、その中には、一定期間、一定範囲について詳細に審査を行うものもある。

本公表の対象期間におけるそのような詳細な審査を行った件数は、以下のとおりである。

価格形成に関して審査を行ったもの 162件

内部者取引に関して審査を行ったもの 50件

その他の観点から審査を行ったもの 5件

また、監視委員会、財務局等のそれぞれの審査件数は、以下のとおりである。

監視委員会 102件

財務局等 115件

2 審査結果の概要

審査の内容を概観すると、全体的に企業業績が低迷しているなかで、個別材料に人気が集中している銘柄や需給関係が逼迫した銘柄などについて株価が急騰・急落する局面が見られる場合が少なくなく、そのため価格形成に関する審査が相当数に上っているほか、いわゆる財テク失敗などによる業務上の損害が発生する企業、業績予想の下方修正・減配を行う企業が多く、また、公開企業の倒産や合併など株価に重大な影響を与える事実もしばしば発生したため、内

部者取引関係の審査も増加している。

審査の結果としては、問題がないことを確認するものも多かったが、監視委員会は、審査を通じて不公正な取引を未然に防止するための直接的又は間接的な抑止力として機能するよう努めている。

本公表の対象期間における具体的な審査事案としては、以下のようなものがあった。

(価格形成に関して審査を行ったもの)

(1) A発行会社の新株引受権付社債の発行決議日から権利行使価格算定日にかけて株価が急落し、その価格算定日後ほどなく株価の急騰が見られたもの

(2) B発行会社の大株主の持株移動の直後に株価が急騰しており、いったん移動した株式がその急騰後に他に処分されたもの
(内部者取引に関して審査を行ったもの)

(1) C発行会社は、業績予想の下方修正の公表を行ったが、公表前に同社の役員の売却が認められたもの

(2) D発行会社は、大幅な株式分割の公表を行ったが、公表前に同社所在地周辺の居住者の買付けが認められたもの

(3) E発行会社は、業績予想の上方修正の公表を行ったが、公表前に同社の役員の売却が認められたもの

(その他の観点から審査を行ったもの)

(1) F証券会社は、G発行会社の転換社債の売買に関し、自己が関与する対当売買を執行したが、その直前に自己による買付けが認められたもの

(2) H発行会社に関する不正確な内容の文書が不特定多数の投資者に送付され、その直後に出来高を伴って当該会社株式の株価の急騰が見られたもの